

〈資料紹介〉

辞令書等古文書調査報告書補遺 (二)

上江洲 敏夫

(うえず としお 県立博物館学芸員)

首里王府が発給した辞令書が、中央集権的国家制度が確立された尚真王代の十六世紀にまで溯ることは、現存の辞令書で確認される。辞令書は、役人や神女をある特定の役職に補任したり、ある位階に叙任したり、あるいは知行地や知行高を安堵したりした場合に発給されたもので、薩摩の島津氏が侵入する一六〇九年(慶長十四)以前の古琉球辞令書の形式については高良倉吉氏が詳述している(「古琉球辞令書の形式について」『沖縄史料編集所紀要』第三号所収、一九七二年)。辞令書の様式が仮名から仮名交り、十七世紀後半以降は画一的漢文表記へと変遷・定着していくことは別稿で述べておいた(「辞令書の古文書学的考察」『辞令書等古文書調査報告書』沖縄県文化財調査報告書 第十八集。一九七九年)。

教育庁文化課在勤中の辞令書調査の時点で判明しなかつたことが、新たに確認により、辞令書の様式の変化時期が次第に明確になつてきたので、まずその点を明らかにし、修正しておきたい。

文化庁の国庫補助事業の一環として、昭和五十三年度に実施した「辞令書等古文書調査」では、辞令書の悉皆調査を期して現存の辞令書と亡佚した辞令書を集大成する形をとつたが、その後現存・亡佚辞令書が確

認された。その際、前掲の報告書の中に収録した拙稿の中で、辞令書の発給年月日に干支が書き加えられるようになるのは、順治九年から順治十六年の間であろうと述べた。その根拠として示したのは、調査当時に確認された干支が入らない最も新しい辞令書が順治九年で、干支入りの最も古い辞令書が順治十六年という点に尽きる。ところが、図版②に示した順治十五年の辞令書には干支が入っていない。したがって、先に示した、干支の入らない最も新しい辞令書の年限は、順治十五年に修正する必要がある。その結果、首里王府が発給した辞令書は、順治十五年七月までは干支が入つてなく、同八月から翌順治十六年六月の間に、干支を書き入れたことになる。念のため両辞令書を次に掲げておく。

首里乃御美事

金武間切の

おんなのろハ
本のろ之子
一人ませに

たまわり申候

順治十五年七月廿八日

首里乃御美事

渡名喜鳴

大屋子ハ

（大屋子に？）
一人志よ里の
申候

たまわり

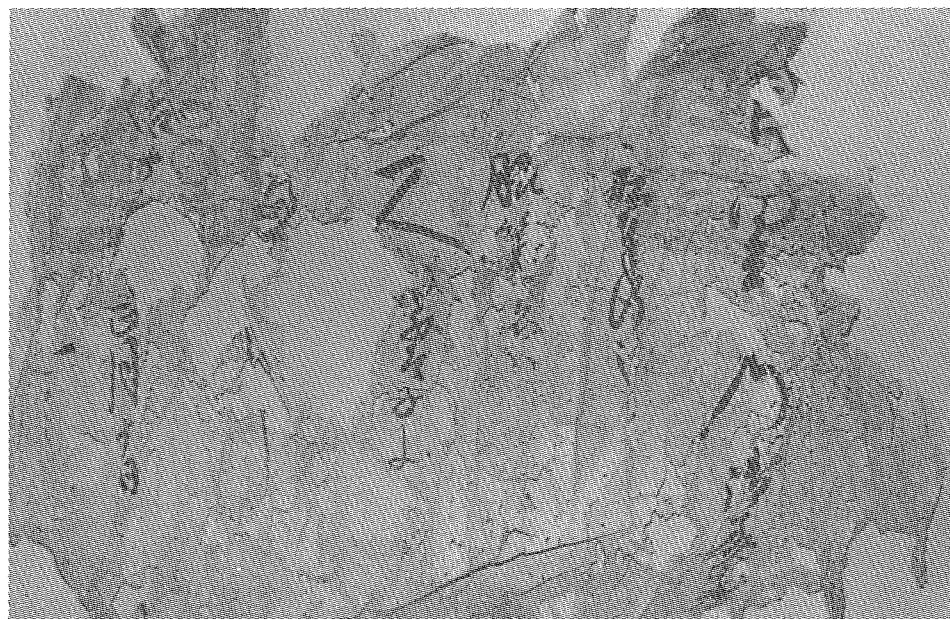
□（順）
治拾六年己亥六月十五日

辞令書に干支を書き入れた理由は判明しないが、『球陽』の順治十五年条（尚質十一年）には、漏刻門に巨鐘を懸けて時候を報じた記事と、上天妃・下天妃宮でも朝夕に鐘を撞いて時刻を報じたことが見えている。直接の関連性はないかも知れないが、時の意識が底流にあるという観点では、若干のつながりも考えられよう。

次に、仮名交り文から漢文へと表記の様式が変つたことについて触れておきたい。前記調査で確認した仮名交り表記の最も新しい辞令書は順治十七年で、漢文表記の最も古い辞令書は康熙十年であった。ところが図版③で示したように康熙五年の仮名交り表記辞令書が確認され、漢文表記への変化は康熙五十年の間であることが判明した。その上、注目すべきことは、康熙六年（尚質二〇、一六六七）に、それまで貴賤重輕にかかわらず官職受賜の際に発給していた辞令書が、賤官・軽職への発給を中止し、高官・重職にのみ発給するという制限が加えられ、辞令書の大幅改定がなされている。傍証資料もなく断定はできないが、この年に仮名交り表記に改められた可能性は強い。

図版として収録した辞令書について若干説明しておきたい。まず、図版①・③・⑥三通の辞令書は、当間恵喜氏からの連絡を受けて、昭和五

十八年十一月十四日、宜野座村教育委員会の協力を得て琉球大学教授池宮正治氏と一緒に調査したものである。この三通は宜野座村の許田正元氏宅（同村字松田二六二八一一）に伝存したもので、辞令書のほかに「郭氏家譜」、郭氏家譜仕次、生子証文、許田村名寄帳の断簡等も確認された。これらは昭和五十九年三月十五日付で同村指定文化財に指定されている。②は首里城内北殿にあつた郷土博物館で展示されたこともあったらしいが、現在は所在不明。④・⑤・⑧・⑨・⑩・⑬・⑯・⑰の八通は『伊江村史』に収録されたものであるが、④は昭和四十七年に開催された「沖縄復帰記念・その文化と歴史 琉球王家秘宝展」図録によれば伊江朝雄氏の所蔵となっている。おそらくその他の辞令書も同氏の所蔵であろう。なお、右の図録には、「道光十四年甲午十二月十九日」・「同治十一年壬申八月二十五日」・「同治十一年壬申九月二十日」の辞令書も出品されたことが同目録によつてわかる。⑦は那覇市史編集室所蔵。
⑪は川平朝申氏（那覇市首里崎山町四一六五）所蔵。⑫は現存していると思われるが未確認。⑭は本村敏子氏（平良市下里五九七）所蔵。⑮・⑯・⑰は東恩納千鶴子氏が「南風原文書」（那覇市・南風原家蔵）として紹介したものであり、現存していると思われるが未確認。⑯は中村直勝氏が収集した古文書として紹介されたものであるが、現存しているかどうかは不明（山里純一氏提供）。⑯は「長栄氏家譜」の中に収録されたものである（波名城泰雄氏提供）。⑮・⑯はノロ職補任辞令書であるが、いずれも現物は確認されていない。⑰も郷土博物館で展示されたことがわかるが、現物は存在しない（新城敏雄氏提供）。
末筆ながら資料を提供していただき皆様に、記して感謝の意を表する次第である。



① 船奉行脇筆者職補任辞令書

首里乃御美事

船奉行之

脇筆者ハ

一人やふそ子に

たまわり申候

順治十年正月十日

法量
縦二六・一 cm
料紙 唐紙

横三八・七 cm

首里乃御美事

金武間切の

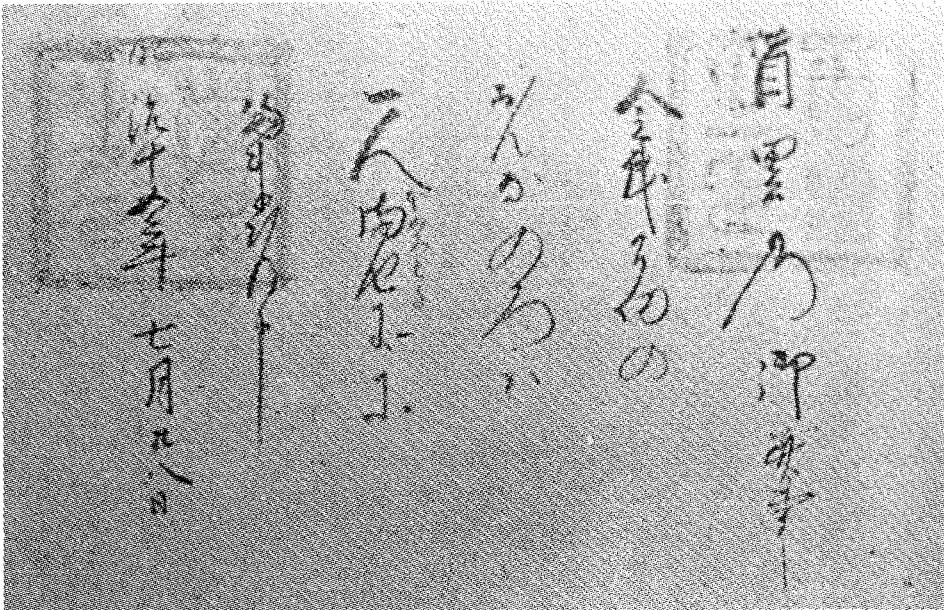
おんなのろハ

本のろ之子

一人ませにに

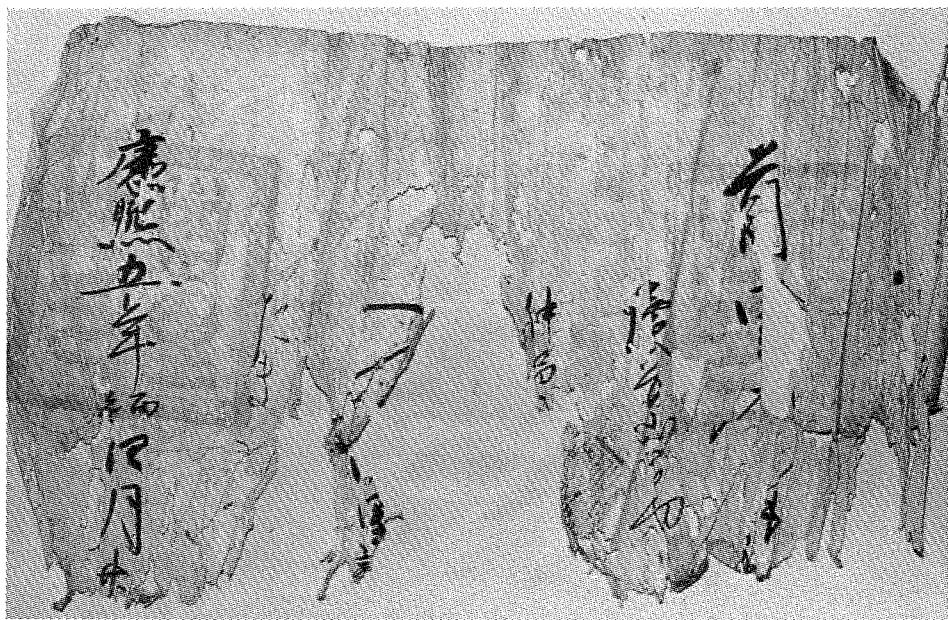
たまわり申候

順治十五年七月廿八日



② 金武間切の恩納のろ職補任辞令書

〔備考〕島袋源一郎『伝説浦遺 沖縄歴史』所収
一九五二年初版本口絵写真



③ 讀谷山間切の仲邑里主所安堵辞令書

首里乃御 (美事)

讀谷山間切

仲邑 (里主所ハ)

一人中里 (親雲上に)

たまわり申候

康熙五年丙子四月廿(三日)

法量 縦二〇・三 cm
料紙 唐紙

宜野座村指定文化財

横二九・〇 cm

首里之御詔

伊江鳴惣

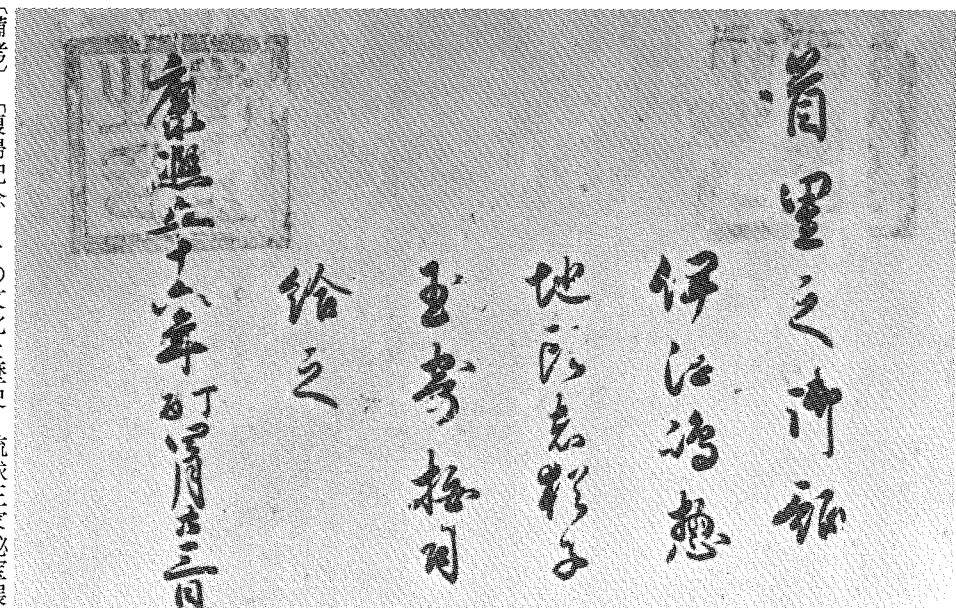
伊江鳴惣

地頭者猶子

玉寄按司

給之

康熙五十六年丁酉四月廿三日



④ 伊江島總地職補任辭令書

六世朝良 伊江按司
康熙五十年辛卯八月十八日結欵
康熙五十六年丁酉四月二十三日統家統任伊江島惣地
頭職並賜知行高百斛

首里之御詔

伊江嶋大城者向氏

伊江嶋大城者向氏

伊江嶋大城者向氏

伊江嶋大城者向氏

給之

思次良按司朝倚

雍正九年辛亥八月朔日

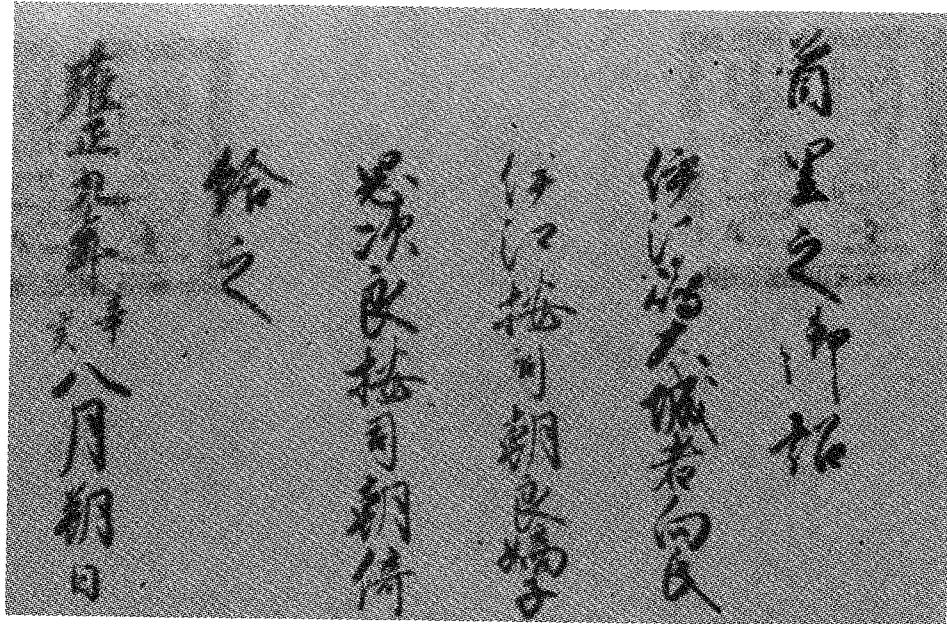
慶九月朔日

〔備考〕『伊江村史』上卷所收

「向姓家譜」

七世朝倚 伊江王子

雍正九年辛亥八月二十七日結倚警賜伊江島大城之名



⑤ 伊江島の大城安堵辞令書

首里之御詔

小祿間切赤嶺

里主所者郭氏

(嫡子)

□思龜正惠

□(給之)

(乾隆七年壬戌十二月十五日)



法量 縱三四・三 cm 橫三一・〇 cm

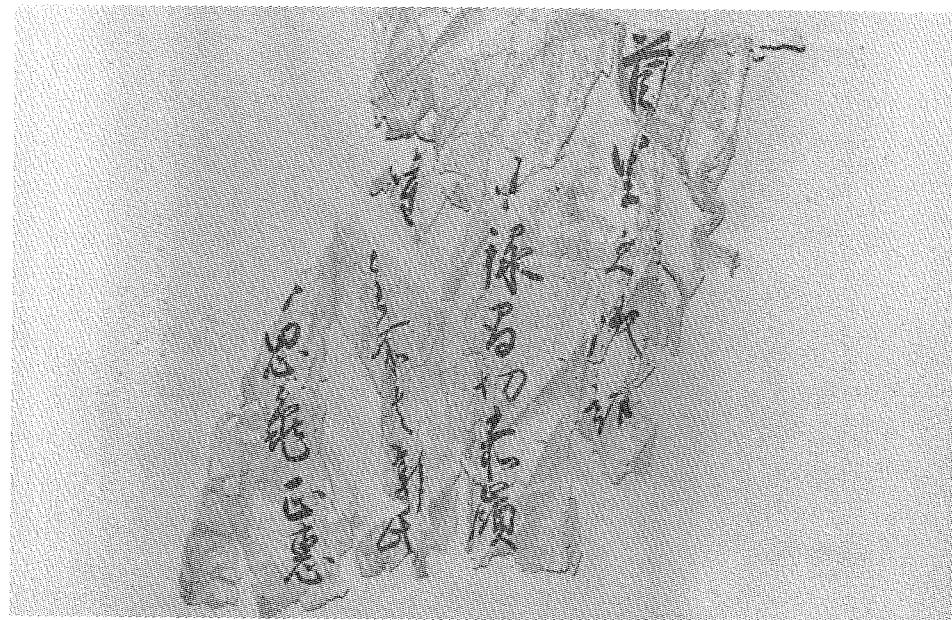
料紙 唐紙

宜野座村指定文化財

〔備考〕

〔郭姓家譜仕次〕

乾隆七年壬戌十二月十五日父為跡目小祿間切
賜赤嶺地頭職



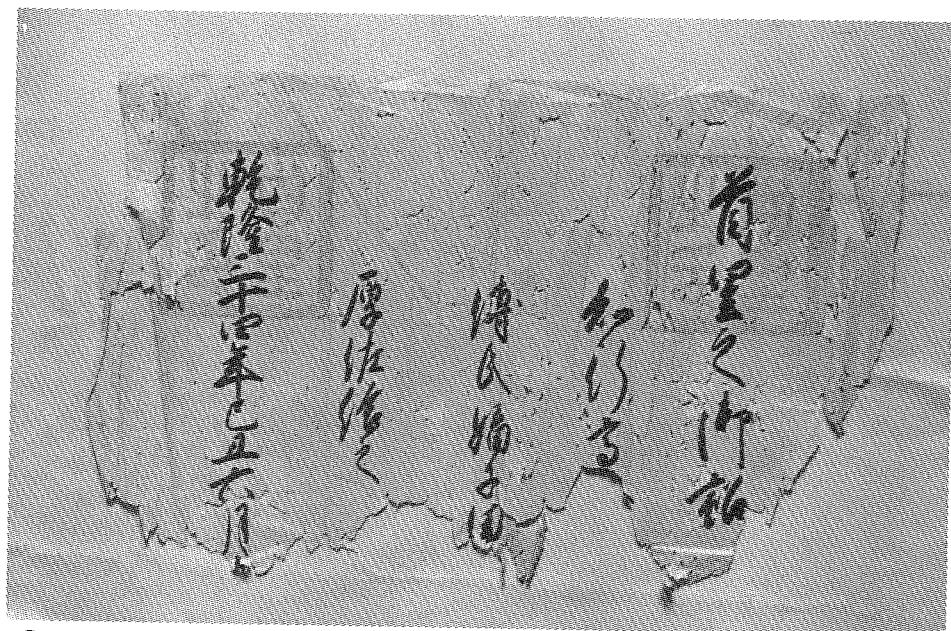
⑥ 小祿間切の赤嶺里主所安堵辭令書

〔備考〕

〔傳姓家譜〕

九世國樟（名乘厚佐）

乾隆二十四年己丑六月十五日賜知行高十五斛



⑦ 田崎里之子厚佐への知行安堵辞令書

首里之御詔

(拾五斛者)

知行高

傳氏嫡子田

(崎里之子)

乾隆二十四年己丑六月

(十五日)

厚佐給之

法量 縱二七・二
cm
料紙 橫四四・三
cm
唐紙

首里之御詔

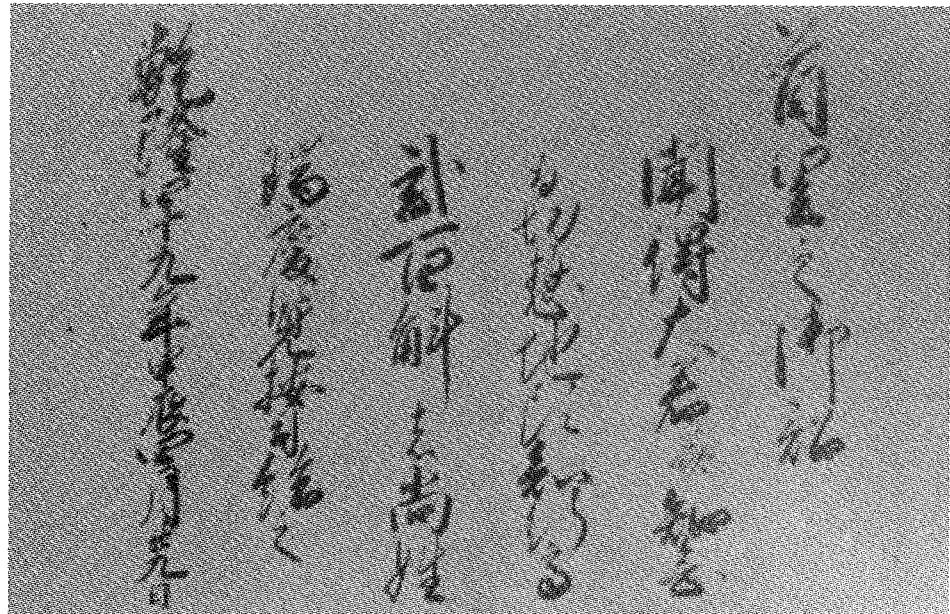
聞得大君并知念

間切惣地頭知行高

式百斛者尚姓

瑞慶覽按司給之

乾隆四十九年甲辰四月廿九日



⑧ 聞得大君職補任并知念間切惣地頭知行安堵辭令書

〔備考〕『伊江村史』上卷所收
「尚姓家譜」

七世朝倚

乾隆四十九年甲辰四月二十九日室尚氏任聞得大君
賜知念間切惣地頭職併知行高二百斛

首里之御詔

伊江嶋惣地頭并

知行高四拾石者向氏

嫡子真蒲戶金按司

朝要給之

道光七年丁亥七月卅日



(9) 伊江島惣地頭職補任并知行安堵辭令書

〔備考〕『伊江村史』上巻所収

「向姓家譜」

十一世朝要

道光七年丁亥七月三十日統父之家統任伊江島
総地頭職並賜知行高四十斛

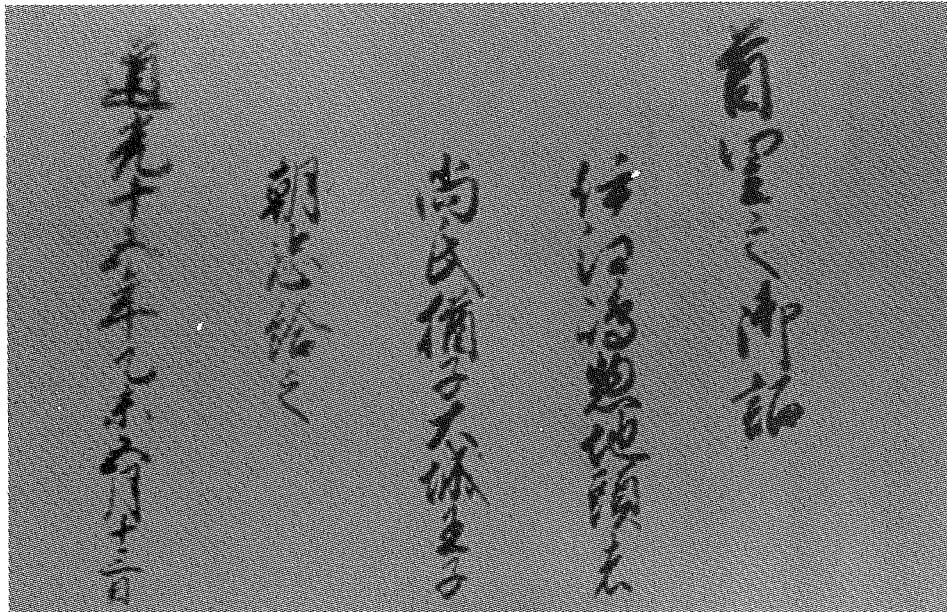
首里之御詔

伊江嶋惣地頭者

尚氏猶子大城王子

朝忠給之

道光十五年乙未五月十三日



(10) 伊江島惣地頭職補任辭令書

〔備考〕『伊江村史』上巻所収
「尚姓家譜」

十一世朝忠

本年（道光十五）五月十三日統家統任伊江島惣地頭職



(11) 中城間切の瑞慶覽安堵辞令書

首里之御詔

中城間切瑞慶覽者

向氏川平里主朝範姉

真鶴給之

道光十七年丁酉二月十日

料紙 法量 縱三一・一
唐紙 cm

横四五・七
cm

首里之御詔

中議大夫者二男

首里之御詔

中議大夫者二男

金成勲豊里里之子

親雲上給之

道光十八年戊戌十二月廿七日

(12) 中議大夫叙任辭令書

〔備考〕具志堅以德「久米村の諸大夫」(『琉球の文化』第二号所収)
「金氏家譜」

十四世成勲

道光十八年戊戌十二月二十七日因冊封行賞陞中議大夫

首里之御詔

加増知高百斛者

尚氏伊江王子

朝忠給之

道光二十一年辛丑三月十五日

加増知高百斛者

尚氏伊江王子

〔備考〕『伊江村史』上巻所収

「向姓家譜」

十一世朝忠

道光二十一年辛丑三月十五日加賜知行高百斛都百斛合

首里之御詔

主古嶋頭下地

大首里大屋子者

尚裔氏狩俣首里

大屋子朝祥給之

咸豐元年辛亥二月癸酉

首里之御詔

宮古島頭下地

大首里大屋子者

尚裔氏狩俣首里

大屋子朝祥給之

咸豐元年辛亥三月廿六日

法量 縱二二·一 cm
料紙 唐紙 橫四五·六 cm

者是御詔

中議大夫者嫡子

首里之御詔

中議大夫者嫡子

毛克述奧間里之子親雲上

給之

咸豐二年壬子四月五日



⑯ 中議大夫叙位辭令書

首里之御詔

長史者嫡子

毛克述奥間

里之子親雲上給之

咸豐七年丁巳二月九日

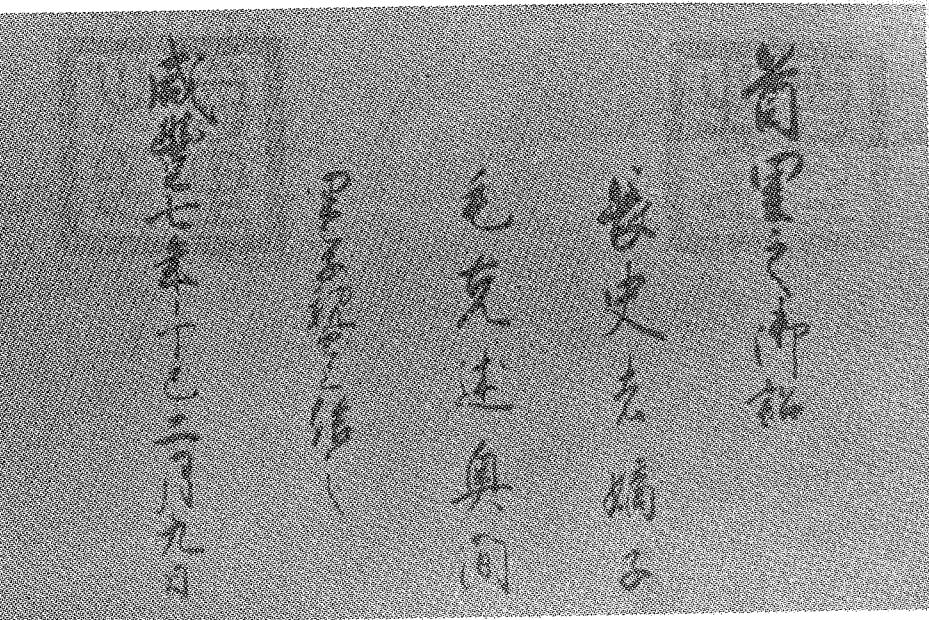
首里之御詔

長史者嫡子

毛克述奥間

里之子親雲上給之

咸豐七年丁巳二月九日



⑯ 長史職補任辭令書

〔備考〕東恩納千鶴子『琉球における仮名文字の研究』所収

首里之御詔

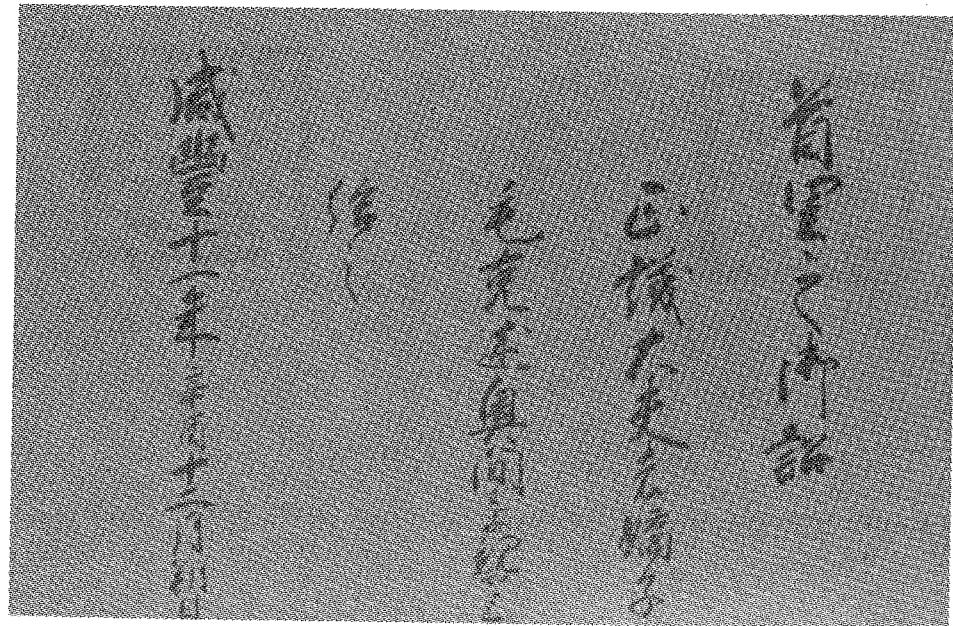
正議大夫者嫡子

毛克述奧間里之子親雲上

給之

咸豐十一年辛酉十二月朔日

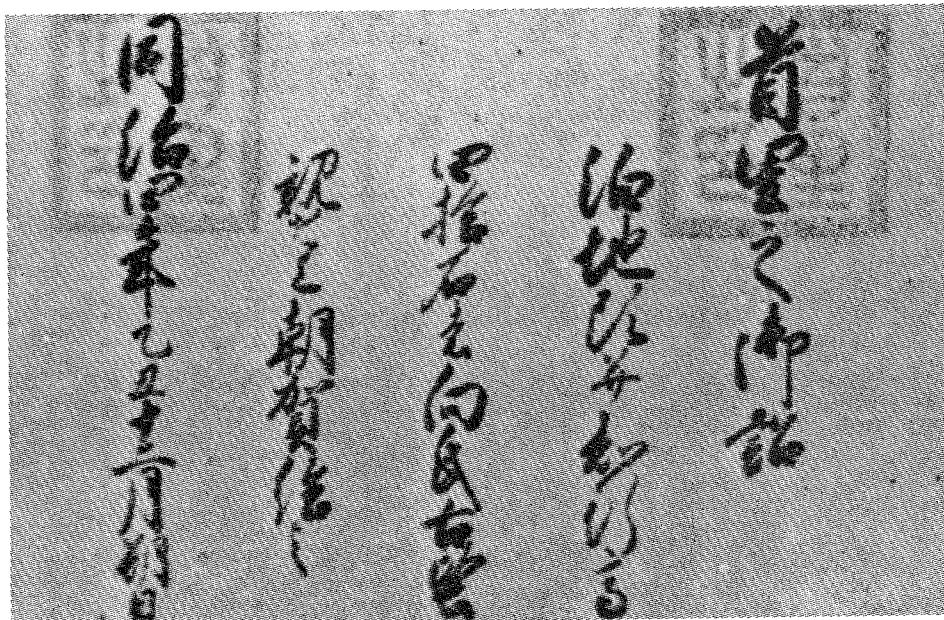
〔備考〕 東恩納千鶴子『琉球における仮名文字の研究』所収



(17) 正議大夫叙位辭令書

〔備考〕

『中村直勝博士蒐集古文書』所收



⑯ 泊地頭職補任并知行安堵辭令書

首里之御詔

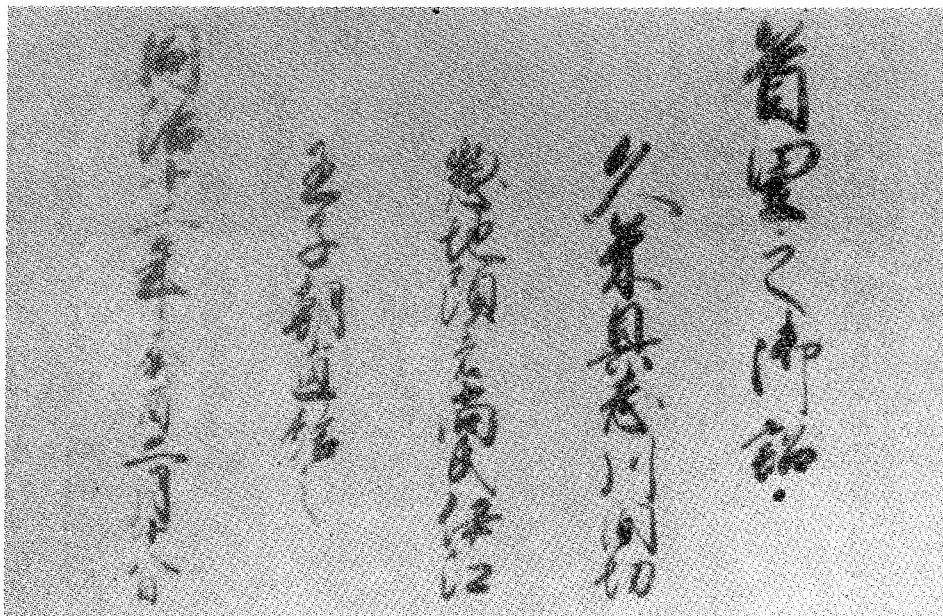
泊地頭并知行高

四拾石者向氏古堅

親雲上朝賀給之

同治四年乙丑十二月朔日

法量 縱三一·一 cm
料紙 橫四四·三 cm
不明



⑯ 久米具志川間切の惣地頭職補任辭令書

首里之御詔

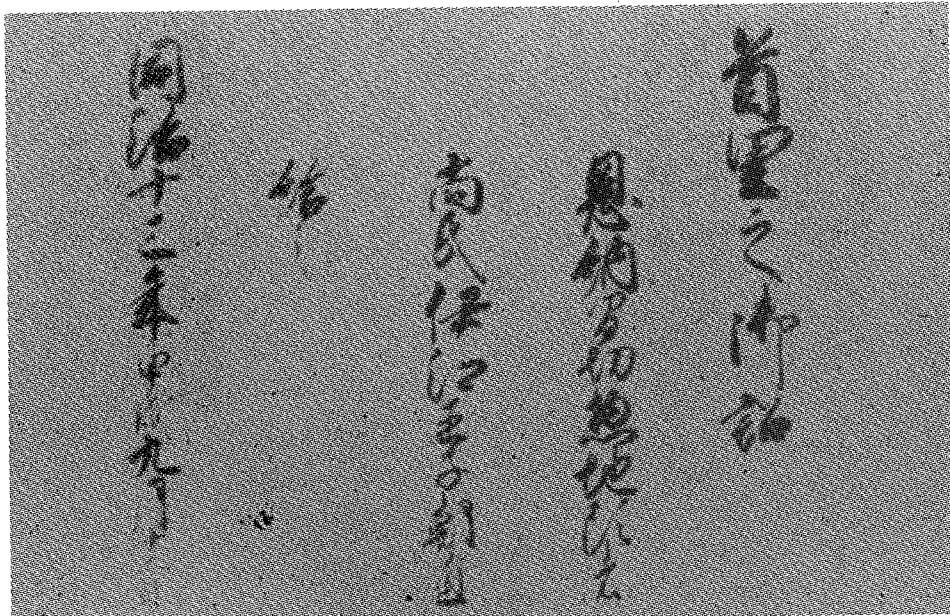
久米具志川間切

惣地頭者尚氏伊江

王子朝直給之

同治十二年癸酉二月十八日

〔備考〕『伊江村史』上巻所収



②0 恩納間切の惣地頭職補任辞令書

首里之御詔

恩納間切惣地頭者

尚氏伊江王子朝直

給之

同治十三年甲戌九月十一日

②0 八重山間切の石垣首里大屋子知行安堵辞令書

首里の御ミ事

八重山間切のいしかき村より

今帰仁間切の

知行高式拾石ハ

中城のろは

一人いしかきの志より乃大やこに

前のろ(アシテ)子
一人加那に

たまわり申候

たまわり申候

天啓五年十月十四日

隆武八年二月五日

〔備考〕

「長榮氏家譜」

天啓五年乙丑十月十四日知行高二十斛
恭敬頂戴聖君金印判左錄

〔備考〕東恩納寛惇『沖縄涉外史』

②1 今帰仁間切の中城のろ職補任辞令書

首里の御美事

一人いしかきの志より乃大やこに

一人加那に

たまわり申候

たまわり申候

(22) 中城間切のよきやのろ職補任辞令書

首里の御美事

(23) 御物奉行職補任辞令書

首里之御詔

御物奉行者向氏

棚原親方朝矩

給之

道光十八年戊戌二月朔日

中城間切

よきやのろハ

本のろの姪

一人まふしに

〔備考〕『郷土博物館の栄』

(24) 久米島君南風職補任辞令書

首里之御詔

久米島君南風

あむしられ者女孫なへ

給之

順治拾八年辛丑正月十二日

同治六年丁卯六月二十二日

〔備考〕『よきやのろくもい伝来記』

よきやのろくもいへ押領御印判控

〔備考〕吉田東悟『大日本地名辞書』第八卷